

(決議) 資料 1①

サッカー選手の登録と移籍等に関する規則 新旧対照表

現 行	改 定	備 考
<p>サッカー選手の登録と移籍等に関する規則</p> <p>(中略)</p> <p>第8条 <u>〔プロ選手契約における特別規定〕</u></p> <p><u>1. 契約の最長期間は5年間とする。ただし、18歳未満の選手は最長3年間とする。</u></p> <p><u>2. 契約の最短期間は原則として、当該契約の効力発生日からシーズン(第12条に定義される)終了時までとする。</u></p> <p><u>3. 契約の効力は、医学上の検査が良好であること、又は、査証等選手の就業に関する行政による認可の可否を条件としてはならない。</u></p> <p><u>4. プロ選手は、同一期間について二つ以上の契約を締結してはならない。</u></p> <p><u>5. いかなるチームも、その契約の相手方又は第三者に対して、選手の役務提供若しくは移籍に関連する事項又はチームの独立性、方針若しくは運営に関連する事項に影響を及ぼす力を付与する条項を含む契約を締結してはならない。</u></p> <p>(中略)</p> <p>[改正]</p>	<p>サッカー選手の登録と移籍等に関する規則</p> <p>(中略)</p> <p>第8条 <u>(削除)</u></p> <p>(中略)</p> <p>[改正]</p> <p><u>2019年11月14日</u></p>	<p>プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則(1-2③以下)に規定され、重複しているため、当規則からは削除。</p>